令和 4 年 4 月 11 日

長崎市興善町4番2号 社会保険労務士法人 金 原 事 務 所

## 労働保険年度更新のお知らせ

拝啓 麗春の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年も所轄労働基準監督署へ「労働保険料概算・確定申告書」の提出の時期が近づいてまいりました。つきましては、送付の「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」に賃金総額をご記入の上、5月10日(火)までに当事務所へご送付下さい。

## <注意事項>

- 1. 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年分です。(年度の途中で労災・雇用保険に加入された事業所様は、加入した月以降の賃金を計上し、新年度の概算見込(一年分)を別途ご報告下さい。)
  - ※賃金総額をご記入の際は、支払月ではなく<u>対象月(給与計算期間の対象となる月)</u>で記入していただくようお願いいたします。

例:「4月分」とは

- ・月末日締めの場合 4月1日~4月30日までの分となります。
- •20 日締めの場合 3月21日~4月20日までの分となります。
- 2. 確定保険料算定基礎賃金集計表の「具体的な業務の内容」の欄は、必ずご記入下さい。
- 3. 賃金総額には、基本給のほかに<u>各種手当、交通費、時間外や休日の割増賃金、賞与など労働の対</u>象として支払ったすべての賃金が算入されます。
- 4. 賃金総額の中で、賞与はお支払い月と総額をご記入ください。
- 5. 労災保険対象賃金の臨時労働者の欄には常用労働者以外の臨時、日雇、アルバイト、パートタイマー等、事業所に使用されていた従業員(労災保険の対象となる)の人数および賃金をご記入下さい。 ただし、労災保険および雇用保険の適用外の雇用主や役員、同居の家族(個人経営の場合)の賃金総額は算入しないで下さい。
- 6. 賃金総額の雇用保険の欄には、雇用保険の対象者数及び賃金をご記入下さい。
- 7. 確定申告の賃金総額については、所轄労働基準監督署から、後日調査される場合がありますので 誤りのないよう正確にご記入下さい。

## <重要なお知らせ>

労働保険料概算・確定保険料申告書が5月末日頃までに労働局より貴事業所宛に 直接郵送されます。届き次第、当事務所までご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら当事務所までご連絡ください。